

事 務 連 絡

平成 25 年 7 月 31 日

都道府県、市、特別区水道行政担当部（局）
厚生労働大臣認可水道事業者
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者
国設専用水道の設置者

御中

厚生労働省健康局水道課

東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による
原子力損害への賠償の平成 24 年度分に係る請求の受付開始（4 回目）について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）における標記の賠償に向けた取組については、平成 24 年 5 月 1 日付け事務連絡「東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償に係る基準等について」、平成 24 年 8 月 30 日付け事務連絡「東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の 2 回目の請求受付開始について」及び平成 25 年 1 月 31 日付け事務連絡「東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による 原子力損害への賠償の営業損害等に係る請求の受付開始（3 回目）について」により、平成 24 年 3 月 31 日以前の損害に対する東京電力の賠償金請求受付の開始を周知したところですが、今般、東京電力より平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）の損害賠償について、請求の受付を開始する連絡がありました。（別紙「地方公共団体さまへの賠償に関するご案内について」参照）

つきましては、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの損害賠償請求を予定されている水道事業者等におかれましては、以下の留意事項を踏まえ、別紙にて東京電力に対する賠償請求をお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容は東京電力と協議済みであることを申し添えます。

【留意事項】

1. 今回の請求にあたり、請求様式は東京電力（下記問い合わせ先）から改めて入手が

必要なこと。

2. 「人件費」については、前回同様、今回の請求対象に含まれるとの説明を受けていること。
 3. 「逸失利益」については、避難等対象区域（政府による「避難等」の指示等があった区域、以下同じ。）内の水道事業者には東京電力より別途賠償の案内が行われること。また、避難等対象区域外の水道事業者で賠償請求を検討している場合は、個別に東京電力への問合せが必要なこと。
 4. 「広報費用」については、平成24年5月1日付け事務連絡の通り「摂取制限指示に基づくもの」は対象であるが、それ以外については、個別に「事故との相当因果関係」及び「必要かつ合理的な範囲」について東京電力との協議が必要なこと。
 5. 今回の案内及び今後配布される請求様式等には、東京電力が原則的に認める対象事業者及び賠償範囲が記載されており、対象外の事業者及び範囲外の内容についても、原発事故と相当因果関係があるものについては、東京電力との協議により賠償支払いの対象となる可能性があること。また、東京電力との合意が困難な場合、公的な紛争解決機関である原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てることも可能であること。
- http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329118.htm
6. 今回請求開始となる対象は公営事業であり、民間事業者については、別途、東京電力より示されている「法人さまおよび個人事業主会社」に対する案内によること。

都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の都道府県知事認可水道事業者、水道用水供給事業者及び公営専用水道等の設置者に対して、市及び特別区の水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の公営専用水道等の設置者に対して、それぞれ周知徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

問い合わせ先：東京電力株式会社 福島原子力補償相談室（コールセンター）
0120-926-404（フリーダイヤル）

以上